令和８年度静岡県「介護サービス情報の公表」計画

１　目的

静岡県知事（以下「知事」という。）は、介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 に規定する介護サービス情報の受理、調査、公表等の事務を効率的かつ円滑に行う観点から、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の２の３第１項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画、政令第 37 条の５第１項に規定する調査事務に関する計画及び政令第 37 条の 11 第１項において準用する政令第 37 条の５第１項に規定する情報公表事務に関する計画を一体のものとして次のとおり定める。

２　計画の内容

計画の内容は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 48、第 140 条の 52 及び第 140 条の 60 の規定を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 計画の基準日

令和８年１月１日とする。

(2) 計画の期間

令和８年４月１日から令和９年３月 31 日までの１年間とする。

(3) 公表等の対象となる介護サービス

省令第 140 条の 43 に基づき、次のとおりとする。

ア　訪問介護
イ　訪問入浴介護
ウ　訪問看護
エ　訪問リハビリテーション
オ　通所介護
カ　通所リハビリテーション
キ　短期入所生活介護
ク　短期入所療養介護（省令第 14 条第４号に掲げる診療所に係るものを除く。）
ケ　特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
コ　福祉用具貸与
サ　特定福祉用具販売
シ　定期巡回・随時対応型訪問介護看護
ス　夜間対応型訪問介護

セ　地域密着型通所介護

ソ　認知症対応型通所介護

タ　小規模多機能型居宅介護

チ　認知症対応型共同生活介護

ツ　地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）

テ　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ト　複合型サービス

ナ　居宅介護支援

ニ　介護福祉施設サービス

ヌ　介護保健施設サービス

ネ　介護予防訪問入浴介護

ノ　介護予防訪問看護

ハ　介護予防訪問リハビリテーション

ヒ　介護予防通所リハビリテーション

フ　介護予防短期入所生活介護

ヘ　介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）

ホ　介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）

マ　介護予防福祉用具貸与

ミ　特定介護予防福祉用具販売

ム　介護予防認知症対応型通所介護

メ　介護予防小規模多機能型居宅介護

モ　介護予防認知症対応型共同生活介護

ヤ　介護医療院

なお、次の各区分において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、介護サービス事業所の事務負担等に配慮し、一体的に報告を実施するものとする。

また、各区分において各指定居宅サービス（居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定福祉用具販売を除く。）、指定地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に限る。）、指定居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスを「主たるサービス」という。

＜一体的な報告・調査を行うサービス区分（調査票様式）＞

①　訪問介護＋夜間対応型訪問介護

②　訪問入浴介護（予防を含む。）

③　訪問看護（予防を含む。）

④　訪問リハビリテーション(予防を含む。)

⑤　通所介護＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護(予防を含む。)＋指定療養通所介護

⑥　通所リハビリテーション(予防を含む。)

⑦　特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）(予防を含む。)＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型)）(予防を含む。)＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

⑧　特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）(予防を含む。)＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型)）(予防を含む。)＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）

⑨　特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅)(予防を含む。)＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型)))(予防を含む。)＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅))

⑩　福祉用具貸与(予防を含む。)＋特定福祉用具販売(予防を含む。)

⑪　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

⑫　小規模多機能型居宅介護(予防を含む。)

⑬　認知症対応型共同生活介護(予防を含む。)

⑭　複合型サービス

⑮　居宅介護支援

⑯　介護老人福祉施設＋短期入所生活介護(予防を含む。)＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

⑰　介護老人保健施設＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）(予防を含む。)

⑱　介護医療院＋短期入所療養介護（介護医療院）(予防を含む。)

(4) 公表等の対象となる事業所

介護サービスを提供する事業所（施設を含む。以下同じ）のうち、公表等の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、法第 115 条の 35 並びに省令第 140 条の 43 及び第 140 条の 44 に基づき、次のとおりとする。ただし、これら以外の事業所であっても、公表を希望する場合は、報告、調査及び公表の対象とすることができる。

ア　令和８年４月１日以降に新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所（以下「新規事業所」という。）については、省令第 140 条の 45 に規定する別表第１に掲げる項目（以下「基本情報」という。）を報告及び公表の対象とする。

イ　計画の基準日前の１年間において、介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担を含む。）が 100 万円を超える事業所（以下「既存事業所」という。）については、「基

本情報」及び省令第140条の45に規定する別表第２に掲げる項目（以下「運営情報」という。）を報告、調査及び公表の対象とする。

(5) 報告

ア　県

新規事業所に対して、静岡県介護情報報告システムのホームページアドレス、ID・パスワードを通知する。

なお、令和７年度までに公表等の対象であった事業所に対しては、ID・パスワードを令和７年度以前のものと同一のものとするため、静岡県介護情報報告システムのホームページアドレスのみを通知する。

イ　事業者

事業者（対象事業所を運営する者をいう。以下同じ。）は、静岡県介護サービス情報報告システムのホームページからログインし、ホームページ上の調査票（基本情報、運営情報）に直接入力の上、県へ報告するものとする。

なお、基本情報及び運営情報は、原則として、各介護サービス毎に報告するものであるが、(3)に定める各区分内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、原則として主たるサービスについて報告を行い、その他のサービスについては、主たるサービスの報告をもって報告を行ったものとする。

ウ　報告期限

(ｱ) 新規事業所

令和８年４月１日から令和８年10月１日までの間に介護サービスの提供を開始した事業所については、令和８年12月31日までに提出するものとする。

なお、その後に新規指定を受けた事業所については、別途定める日までに提出するものとする。

(ｲ) 既存事業所

令和８年12月31日までに提出するものとする。

(6) 調査

ア　基本的事項

調査を行う者は、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課とする。

イ　具体的事項

(ｱ) 調査の方法

「静岡県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき、必要と認められる場合に随時実施するものとする。

(ｲ) 調査結果の報告

県は、調査を終了した月の翌月５日までに、ホームページ上の調査票に直接記

入して報告する。

(7) 公表

ア　県

(ｱ) 公表の時期

県は、原則として、令和９年３月末までに報告を受けた情報を随時公表する。

(ｲ) 公表の方法

県は、厚生労働省が管理する公表システムで公表を行うものとする。

イ　事業者

事業者は、公表する介護サービス情報の内容について、事業所の見やすい場所に掲示又は配架するとともに、公表システム上にファイルを掲載するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。また、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付するものとする。

(8) その他

ア　手数料の扱い

公表手数料及び調査手数料は無料とする。

イ　公表後の介護サービス情報の変更の取扱い

対象事業所は、報告した情報の内容に変更があった場合には、速やかに県に報告するものとする。

ウ　苦情等の対応

知事は、介護サービスの利用者及び事業者等からの苦情に対応する窓口を設置し、対応するものとする。